

府政防第517号
令和元年10月12日

群馬県 災害救助担当主管部（局）長 殿
群馬県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
東京都 災害救助担当主管部（局）長 殿
東京都 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿
長野県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことを留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風

目

- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

（注）福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準

では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujojimutorii.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司・浅井・山田

TEL : 03-3501-5191（直通）



府政防第518号
令和元年10月12日

茨城県 災害救助担当主管部（局）長 殿
茨城県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことを留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujojimutori1.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司・浅井・山田

TEL : 03-3501-5191（直通）

府政防第518号
令和元年10月12日

埼玉県 災害救助担当主管部（局）長 殿
埼玉県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことを留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujojimutori1.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
赤司・浅井・山田
TEL : 03-3501-5191（直通）

府政防第518号
令和元年10月12日

山梨県 災害救助担当主管部（局）長 殿
山梨県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことを留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujyo/pdf/kyuujyomutori1.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司・浅井・山田

TEL : 03-3501-5191（直通）



府政防第518号
令和元年10月12日

神奈川県 災害救助担当主管部（局）長 殿
神奈川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことに留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyuujimutorii.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
赤司・浅井・山田
TEL : 03-3501-5191（直通）

府政防第518号
令和元年10月12日

栃木県 災害救助担当主管部（局）長 殿
栃木県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことを留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

- ① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

- ② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyuujimutori1.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
赤司・浅井・山田
TEL : 03-3501-5191（直通）



府政防第518号
令和元年10月12日

福島県 災害救助担当主管部（局）長 殿
福島県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）



避難所の生活環境の整備等について（留意事項）

令和元年台風第19号に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、一日も早く被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」を要約した下記のことを留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

- ① 簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

2. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

3. 福祉避難所の設置

避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずること。

(注) 福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり320円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 応急仮設住宅の供与

住民の避難が長期に渡ると見込まれる場合には、応急仮設住宅の供与を検討すること。また、必要に応じて、住宅の応急修理制度の活用を図ること。なお、応急仮設住宅に居住する世帯については、住宅の応急修理制度との併給はできないので、この点留意すること。

① 応急仮設住宅を設置する場合については、速やかにその必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、応急仮設住宅を建設すること。

また、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借り上げも可能であること。

② 住宅の応急修理の実施に当たっては、速やかに住宅の応急修理実施要領を作成し、住民への周知を十分行うこと。

5. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年 4 月改定）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（平成 31 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyuujimutori1.pdf>
- 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書（平成 29 年 4 月）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書（平成 30 年 8 月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/20180801_seikatukannkyo_houkokusho.pdf

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
赤司・浅井・山田
TEL : 03-3501-5191（直通）